

北九州市介護保険料納入通知書送付用封筒 広告掲載の事業者募集要項

北九州市役所保健福祉局地域福祉部介護保険課が発行する介護保険料納入通知書を送付するための封筒に広告を掲載する事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される場合は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集物件

令和5年度介護保険料納入通知書送付用封筒（裏面スペース）への広告掲載に係る業務。

※詳細は別紙「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者に限り応募することができます。

- (1) 本市の物品等有資格者名簿の市内及び準市内の登録業者（広告代理店）であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 本市が実施した広告事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (4) 事業主または役員が次の要件に該当すること。
 - ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ② 事業者に属する者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）と密接な関係を有する者でないこと。
 - ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
※ 上記失格事由への該当の有無について、関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合、照会のために必要な情報を改めて提出していただく場合があります。

3 広告の掲載条件等

(1) 封筒掲載条件等

- ① 広告掲載の対象について
別紙「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり。
- ② 広告掲載料
希望価格：126,500円以上（消費税及び地方消費税を含む。）
※ 希望価格はあくまでも本市が希望する価格であり、それを下回る価格でも提案は可能です。
本市が設定する最低価格（非公開）以上で最高価格を提示した事業者に決定します。
なお、広告掲載料については、市が発行する納入通知書により、令和5年6月30日（金）までに全額を納入してください。
- ③ 広告掲載等に係る経費
広告物の作成、納入、その他一切の経費については、事業者の負担とします。

(2) 事業実施条件等

- ① 北九州市広告掲載要綱及び北九州市広告掲載基準を遵守してください。
- ② 価格提案書の金額は、広告代理店手数料を含み、版下・デザイン等の制作費を含みません。
- ③ 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- ④ 広告主は、次の要件をすべて満たす事業者である必要があります。
 - ・ 事業者が国税及び地方税の滞納がないこと。

- ・ 事業者に属する者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）若しくは暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）と密接な関係を有する者でないこと。
 - ⑤ 原稿内（広告掲載枠内）に、**広告**の表示及び「広告主と北九州市とは直接関係ありません」との文言を明記してください。
 - ⑥ 入稿前に原稿内容の審査を受けてください。審査の結果、加筆・修正が必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。
 - ⑦ 出力見本を添え、完全データにて入稿してください（データ形式：PDFファイル）。
 - ⑧ この仕様書に定めのない事項については、保健福祉局地域福祉部介護保険課と協議し、決定することとします。
- (3) 広告掲載封筒の使用に関する責任等
- ① 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。
 - ② 広告掲載封筒の広告に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、事業者は全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとします。
 - ③ 広告掲載封筒の使用途中、事業者又は広告主の責めに帰すべき理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、市の判断により使用の全部又は一部を中止することがあります。
- (4) 協議
- その他定めのない事項については、介護保険課と事業者が協議して決定します。

4 応募申込手続き

- (1) 申込受付期間
- 令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分
なお、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日、休日）は受付を行いません。
- (2) 申込受付場所
- 北九州市小倉北区城内1番1号（本庁舎9階）
保健福祉局地域福祉部介護保険課保険係
- (3) 申込みに必要な書類
- 価格提案書（本市所定様式）
- (4) 申込みの手続き
- 受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参又は郵送（期限内必着）してください。
（ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

5 質疑書の提出及び回答

- (1) 提出期間
- 令和5年2月1日（水）～令和5年2月8日（水）
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- (2) 提出場所
- 上記申込み場所と同じ
- (3) 提出方法
- 質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内に提出してください。
（メール、FAXによっても受け付けます。）
E-mail : ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp
FAX : 093-582-5033
- (4) 質疑書への回答日
- 令和5年2月10日（金）

(5) 回答方法

回答日に、本市HPの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

6 価格提案書の審査

(1) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 応募資格要件に該当しない者が提案したもの。
- ② 申込受付期間までに提出しなかったもの。
- ③ 応募資格者の記名がないもの。
- ④ 本市が交付した価格提案書を用いないで提案したもの。
- ⑤ 応募資格者が2以上の提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑥ 提案内容又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑦ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑧ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑨ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(2) 実施予定事業者の決定

有効な価格提案書を提出した事業者のうち、本市が設定する最低価格（非公開）以上で最高価格を提示した事業者を実施予定事業者として決定します。

(3) くじによる実施予定事業者の決定

有効な価格提案書を提出した事業者のうち、本市が設定する最低価格（非公開）以上で最高価格を提示した事業者が2社以上あった場合は、くじにより実施予定事業者を決定します。

(4) 応募者のみなし無効

実施予定事業者決定までに、応募者が応募資格要件を満たさなくなると判断された場合は、応募資格を有しない者のした申込みとみなし無効とします。

(5) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

7 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 本市が定める募集要件に該当しなくなった場合
- (2) その他実施予定事業者が本件事業実施の相手方として不適当と認められる場合

8 契約

実施予定事業者は、市と広告掲載についての契約を締結し、広告掲載事業者となります。

9 その他

事業者決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。
価格提案書は、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

募集に関する問い合わせ先：

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課（担当：西山）
所在地：北九州市小倉北区内1番1号
電話（093）582-2771

広告事業全般に関する問い合わせ先：

北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野）
所在地：北九州市小倉北区内1番1号
電話（093）582-2160